

田上町・田上町教育委員会障害者活躍推進計画

当計画は「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 2 第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき国が定めた「障害者活躍推進計画作成指針」（令和元年厚生労働省告示第 196 号）に即して策定したものである。

機 関 名	田 上 町 ・ 田上町教育委員会
任 命 権 者	田 上 町 長 ・ 田 上 町 教 育 長
計 画 期 間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）
田上町における障害者雇用に関する課題	「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、「すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであって、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない。」とされており、田上町ではその考えに基づき、障害のある職員が働きやすい環境の整備に取り組んできた。現在障害者雇用については特段の問題は生じていないが、改めて障害者雇用の理念を確認し、障害者雇用促進法上の事業主の責務を果たすため、以下に目標及び取組を定め検証していくものとする。
目 標（2 機関一体となって取り組むもの）	
①採用に関する目標	○在籍する雇用障害者数（雇用率制度におけるカウント数）きが前年度を下回らない。 現在の障害者の雇用数を下回らないよう、障害のある職員の雇用について理解を図る。 （評価方法）毎年 6 月 1 日時点の障害者任免状況により把握し評価を行う。
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）障害のある職員が退職する場合にその理由を確認し職場環境等に課題がないか検証する。
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
<p>【長部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害のある職員の職業生活を支援するため、障害者職業生活相談員の配置を検討する。 <p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員は長部局からの出向職員で構成されているため、独自の職員の募集・採用は行っていないことから、障害者雇用推進者は長部局と同一の総務課長を選任することとし、障害者職業生活相談員についても同様に長部局と同一の職員とする。 	

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

【長部局】

○障害のある職員が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

【教育委員会】

○障害のある職員が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

【長部局】

○半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

○なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

○今後、障害のある職員の募集・採用に当たっては、公正な採用選考を心がけ、以下の取扱いを行わない。

- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

【教育委員会】

○半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

○なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

4. その他

【長部局】

○各関係法律等に基づき、障害のある職員の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。

【教育委員会】

○各関係法律等に基づき、障害のある職員の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。